

# 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人りべるたす

# 第1章 総 則

## (目 的)

この規程は、社会福祉法人りべるたす（以下「法人」という。）の役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費の支給基準について定める。

## 第1条 (定 義)

この規程において役員等とは、法人の理事長、理事、監事、評議員をいう。

## 第2条

# 第2章 報 酬 等

## (報 酬)

## 第3条

継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1（役員等報酬表）に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

### (1) 理事、監事

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 20,000円

### (2) 評議員

無報酬とする。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

## 第4条

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、職員としての給与に加えて第1項の報酬を支給することができる。なお第2項の日当は適用しない。ただし、理事が受け取る総報酬が別表1（役員等報酬表）に定める基準額の上限を超えることはできない。

## (報酬の支払方法)

報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、賃金は、毎月1日から当月末日までを一賃金計算期間とし、翌月25日に支給する。ただし、支給の日が金融機関の休日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に繰り下げて支給する。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

第5条

- (1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月25日に支給する。ただし、支給の日が金融機関の休日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に繰り下げて支給する。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。
- (2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第6条

## 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条

出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

第8条

(出張旅費の仮受け)

第9条

出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

## 第4章 見舞金等

(災害見舞金)

第3条第1項の役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて10,000円以上100,000円以内の範囲で災害見舞金を支給する。

第10条 (親族等への香華料)

第3条第1項の役員等の親族等が死亡したときは、別表2に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第11条

## 第5章 附則

(改正)

第12条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人りべるたす理事会の議決を経なければならない。この規程は平成29年4月1日より施行する。

2 平成30年6月24日一部改定

<別表1 役員報酬表>

号俸	月額支給基準額(円)	号俸	月額支給基準額(円)
1号俸	50,000	21号俸	1,050,000
2号俸	100,000	22号俸	1,100,000
3号俸	150,000	23号俸	1,150,000
4号俸	200,000	24号俸	1,200,000
5号俸	250,000	25号俸	1,250,000
6号俸	300,000	26号俸	1,300,000
7号俸	350,000	27号俸	1,350,000
8号俸	400,000	28号俸	1,400,000
9号俸	450,000	29号俸	1,450,000
10号俸	500,000	30号俸	1,500,000
11号俸	550,000	31号俸	1,550,000
12号俸	600,000	32号俸	1,600,000
13号俸	650,000	33号俸	1,650,000
14号俸	700,000	34号俸	1,700,000
15号俸	750,000	35号俸	1,750,000
16号俸	800,000	36号俸	1,800,000
17号俸	850,000	37号俸	1,850,000
18号俸	900,000	38号俸	1,900,000
19号俸	950,000	39号俸	1,950,000
20号俸	1,000,000	40号俸	2,000,000

<別表2 香華料>

対象者	支給基準額(円)	備考
配偶者	30,000	弔電・生花
父母	10,000	
子	30,000	